

告 示

埼玉県告示第二百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県越谷市赤山町五丁目三番十六―一号 萩原 義輝

二 取消年月日

令和三年二月二十五日